

意 見 書

平成 16 年 8 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒 610-0011  
(ふりがな) きょうとふじょうようしとのくぼた  
(住所) 京都府城陽市富野久保田 1-1  
(ふりがな) じょうようししょうぼうほんぶ  
(名称) 城陽市消防本部  
(ふりがな) なかじま ただお  
(代表者名) 消防長 中嶋 忠男  
(電話番号) [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に關し、  
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は、災害対応時の非常通信手段であります。

消防が使用する消防救急無線は、電波を使用して経済的価値を生じるものでなく、住民の生命、身体、財産を保護する為に行う災害防御活動及び救急救助活動における人命救助活動時に消防救急無線を有効活用しており、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに繋がらない。

また、非常に厳しい財政状況の中、多額の経費を伴う消防救急無線のデジタル化に取り組んでおり、利用料の徴収は、デジタル化移行への遅れと共に市民に対する消防サービスの水準低下も懸念されます。

以上のことから、地方公共団体の取扱いにつきましては、現行の特例趣旨をご理解のうえ、特例措置を継続していただくたく意見を提出します。

別添 2

意見書

平成16年8月10日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 776-0013  
(ふりがな) とくしまけんおえぐんかもじまちょうじょうげじま  
(住所) 徳島県麻植郡鴨島町上下島431-17  
(ふりがな) とくしまちゅうおうこういきれんごうしょうばうほんぶ  
(名称) 徳島中央広域連合消防本部  
(ふりがな) おおぐしかずお  
(代表者名) 消防長 大串和夫  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

現行の国、地方公共団体の無線局に対する電波利用料の徴収については、減免措置が設けられていますが、今回の報告書（案）において電波利用料の徴収する案が提案されていますが、この案に対して、地方公共団体等が開設する無線局の中でも、特に我々消防業務に携わる者としては、消防救急無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要で高い公共性があること。及び消防救急無線については、現在、全国的にデジタル化に向け進行しており、莫大な投資を強いられ、新たに電波利用料を課すこととは、財政的な負担となり、地方自治体の取り組みに影響を及ぼすのではないか。又、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下するのでは無いかと思われますので、現行どおり減免措置を残しておく必要があるのではないかと思慮されます。

## 意 見 書

平成 16 年 8 月 13 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 740-0502

住 所 山口県玖珂郡美川町四馬神 1046 番地 1

氏 名 美川町長 田 中 英 雄

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し別紙のとおり意見を提出します。

## 別 紙

本町において運用中の防災行政用の無線局は、災害時等において町民に対し欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であります。また当町において財政的に厳しい状況も踏まえて、電波利用料について現行のとおり減免措置を切に要望します。

## 意見書

平成 16 年 8 月 12 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 380-0901

(ながのけんながのしおおあざつるが)

住所 長野県長野市大字鶴賀 1730-2

(ながのけんしょうぼうちょうかい)

氏名 長野県消防長会

(長野市消防局総務課内)

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し  
意見を提出します。

現在、長野県内の消防本部で使用している無線は、国民の生命、身体、財産の保護を目的とする公務に必要不可欠であり、この無線の使用料徴収は事務の複雑化、負担を招くばかりで、結果として電波の有効利用するための使用料徴収にはつながらないと考えます。

意見書

平成

16年8月12日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-1692  
(ふりがな)いしかわけんかしまぐんろくせいいまちのとべしも  
住所 石川県鹿島郡鹿西町能登部下85部1番地  
(ふりがな)ろくせいいまちそうむかちょうなえやままさゆき  
氏名 鹿西町総務課長 苗山雅幸  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記の  
とおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町  
村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除  
すべきである。

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

みよし広域連合消防本部  
消防長 前田晴機  
徳島県三好郡三好町大字足代字北内 345-1

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告（案）」に関し、次のとおり意見を提出します。

我々自治体消防としては、現行の電波利用料の適用除外を継続していただきたいと思います

消防救急無線は災害対応の非常通信であり「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、現在まで電波利用料の適用除外とされていたので、基地局、移動局、中継局等の整備にあたってはその点に関しては障壁になることはありませんでした。しかし、電波利用料が徴収されることとなると、無線局の整備に影響を及ぼすことにより、行政サービスの低下につながりかねなくなる。また、今後の消防救急無線デジタル化にあって多大な費用の上に追加財政負担が伴い、デジタル化が遅れるおそれがでてくることが予想されます。

是非とも、現行制度を継続していただきたいと思います。

様式 1

# 意 見 書

平成 16 年 8 月 11 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 殿

郵便番号：〒904-0392

住 所：沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

氏 名：読谷村長 安田 廣造

電話番号：

電子メールアドレス：

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

記

現行の制度維持を希望します。財政圧迫が全国の市町村で叫ばれているなか、新たな財政負担を強いられるのは地方にとって影響が大きいと思われます。我が読谷村においても防災行政無線が整備され、維持管理費の支出確保、消防の広域化も進められ今後の投資増加が予想される現状です。

## 意見書

平成 16 年 8 月 12 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒840-8570

(ふりがな) さがしじょうない 1-1-59

住所 佐賀市城内 1-1-59

(ふりがな) さがけんくらしかんきょうほんぶしょうばうばうさいか

団体名 佐賀県くらし環境本部消防防災課

(ふりがな) かちょう よしだかずたか

代表者名 課長 吉田 和孝

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙の  
とおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

- 防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。
- 当県では財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることは到底容認できないものであります。  
このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

意 見 書

平成16年8月12日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒761-4106  
かがわけんしょうずぐんとのしょうちょうこう  
香川県小豆郡土庄町甲557-4  
しょうずちくしょうぼうほんぶ  
小豆地区消防本部  
みきゆうじろう  
三木佑二郎  


「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に關し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 國、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は國民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは國民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ經濟的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる經濟的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式1

意見書

平成16年8月12日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号920-8580  
(ふりがな)いしかわけんかなざわしくらつき  
住所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
(ふりがな)いしかわけんどぼくぶかせんかちょう たかの てつお  
氏名 石川県土木部河川課長 高野 哲男  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙の  
とおり意見を提出します。

別 紙

近年我国における電波利用を巡る社会情勢は大きく変わり、電波利用ニーズの高まりによって、電波の使用周波数が逼迫したため、地方公共団体の水防無線等は平成19年までに60MHz帯から260MHz帯への使用周波数の移動するよう総務省から指示があった。しかし、260MHz帯の周波数は到達距離が短く、中継局等の増設が必要となり、財政的に厳しい状況にある地方公共団体においては多大な負担となるおそれがあります。

また、今回の電波法の見直しについては、電波法103条の2の6項の見直しも含まれていると考えられますが、従来から、地方公共団体が水防事務に使用する無線について、国民の生命、身体、財産を保護する任務を遂行する目的を理由に、電波利用料が免除されております。

民間で使用する携帯電話等は、無線機を持ち電波を利用し個人または法人が受益するためのものであり、水防事務に使用する無線とは性格を異にするものと考えます。

このようなことから、地方公共団体の無線局からの電波利用料徴収については適用除外とするよう要望します。



## 意見書

平成16年(2004年)8月10日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課様

郵便番号 758-0122  
住 所 山口県阿武郡川上村4462番地の1  
団体名 山口県川上村  
代表者名 川上村長 二宮治重



「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し下記のとおり意見を提出します。

### 記

- 1 本村において運用中の防災行政無線は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報手段であり、これによって収集伝達される情報は、村民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、防災行政無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 防災行政無線は、公共かつ重要な無線であり、これに対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

## 意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 731-3702

住 所 広島県山県郡簡賀村大字中簡賀 S 45番地2

やまがたせいぶしょうぼうくみあいしおうほんぶ  
山県西部消防組合消防本部

くり す いつ ご  
消防長 栗栖五五

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス  
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用科制部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

消防救急無線の電波利用料は適用除外となっておりますが、報告書（案）において、電波利用料の徴収についても検討がなされております。

消防本部の無線は、業務に必要不可欠なものであり、割当周波数も必要最小限でありますので、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用のインセンティブにはつながらないと考えます。

また、新たな財政負担を必要とする利用料徴収が取り入れられた場合、地方公共団体では、厳しい財政事情であり、電波の有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化への移行が遅れることが懸念されます。

以上のことから、現行どおり、消防については、電波利用料納付義務の適用除外として頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

意 見 書

平成 16 年 8 月 11 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒895-1816  
(ふりがな) かごしまけんさつまぐんみやのじょうちょうときよし  
(住所) 鹿児島県薩摩郡宮之城町時吉 366 番地  
(ふりがな) けどういんちくしょうぼうくみあい  
(名称) 邦答院地区消防組合  
(ふりがな) おにつかみつたけ  
(代表者名) 鬼塚 三武  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

意 見

全国消防長会の意見のとおり、消防機関からの電波利用料徴収は反対します。

意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信局基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 044-0003  
住 所 北海道虻田郡俱知安町北3条東4丁目  
氏 名 羊蹄山ろく消防組合  
消防長 大柳 良夫  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料金部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見書

### 第6章、第2節、 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体（消防機関）が、開設している消防無線は国民の生命、身体及び財産の保護に係る高い公共性があるので引き続き「減免措置」を継続していただきたく、意見を提出いたします。

意見書

電波有効利用に係る意見書.txt

平成16年8月12日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 618-8501  
きょうとふおとくにぐんおおやまざきちょうあざえんみょうじこあざなつめ  
住所 京都府乙訓郡大山崎町宇円明寺小字夏目3  
かわらさき すすむ  
大山崎町長 河原崎 進  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

昨今の、電波利用のニーズの高まり等には目を見張るものがあり、電波利用状況が逼迫していることは周知の事実である。この逼迫した状況を解決するには、何らかの対応が必要不可欠であることは理解できる。  
しかしながら、今回の「電波有効利用政策研究会電波利用料部会」報告書（案）に記載されている解決策である電波利用料制度の見直しに案ついては一部、同意しかねる点があるのも事実である。  
何故なら、電波法に明記されているように、地方公共団体が開設する無線局であって防災行政無線等を目的とする電波利用に関しては、その公共性が高く且つ當利を目的としていないものであるからである。仮に、電波利用料制度が見直され、新たな利用料制度に基づいて課金されたとする。その課金額が現行より高くなり、その増加分を捻出するために防災をはじめとする他の行政サービスに質の低下をまねくとするならば、それは本末転倒であると考える。「住民の安全を守る」というもっとも根源的な行政サービスを根幹から揺るがしかねないものとなる。現に、防災行政無線は、台風等の災害時には欠かせないものになっており、無線がなければ通信が困難な場所等でその威力を大いに發揮し、住民の安全確保に役立っている。課金されれば、防災行政無線の維持が困難になる地方公共団体が出てくるかもしれない。

以上のことから、今回の「電波有効利用政策研究会電波利用料部会」報告書（案）で提案されている電波利用料制度の見直しの趣旨は分からぬでもないが、賛成はしかねる。課金というのはひとつ的方法ではあるが、利用料制度を見直す前に他の方法も検討された上で現在の電波利用状況を取り巻く環境に対する方策を考察していただきたい。

石川県河北郡内灘町の総務課のと申します。  
標記の件につきまして、意見書を添付し送付させていただきます。よろしくお願ひいたします。

石川県河北郡内灘町

## 別 紙

- 1 本町において運用中の防災行政用及び水防用の各無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

## 意 見 書

平成 16 年 8 月 11 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

郵便番号	389-2234
(ふりがな)	(ながのけんいいやましおおあざきじま)
住所	長野県飯山市大字木島 357 の 6
(ふりがな)	(がくほくしょうぼうほんぶ)
氏名	岳北消防本部 (おおき けんゆう)
	消防長 大木 賢勇
電話番号	[REDACTED]
電子メールアドレス	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別 紙

### 1 電波利用料を免除あるいは減免されている国及び地方公共団体の無線局からの電波利用料の徴収に対する意見

- ・ 消防救急無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信で、営利等を目的としていない。
- ・ 消防救急無線は、火災・救急・風水害等の災害対応において、国民保護の為の公務であり、消防業務に必要不可欠であります。また、災害現場等では、無線以外の通信を行う手段がありません。
- ・ 国、地方公共団体の無線は、国民の生命、財産の保護に係る公務に不可欠なものであり、財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が後退してしまうのではないか。

以上のことから、非常通信に係わる無線局については、電波利用料の適用除外とするべきである。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 11 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 922-8622

(ふりがな) いしかわけんかがしだいしょうじみなみちょう に

住所 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

(ふりがな) かがしそうむぶぎょうざいせいかちょう だけの かずやす

氏名 加賀市総務部行財政課長 嶽野 和保

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。